

令和7年度 北茨城市医師修学資金 修学生募集要項

北茨城市では、「北茨城市医師修学資金貸与制度」を創設しています。

この制度は、将来、北茨城市民病院に勤務し地域医療に貢献しようとする医学部医学科の医学生の方に、修学資金を貸与することで市民の医療福祉の向上を図ることを目的としています。

1 応募資格

大学の医学部医学科に在学中の方で、次のいずれにも該当する方。

(1) 将来、北茨城市民病院の常勤医師として勤務する意思を有する方

※ 北茨城市民病院が標榜している下記診療科に限ります。

内科	消化器内科	循環器内科	外科	消化器外科
脳神経外科	整形外科	小児科	皮膚科	泌尿器科
産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	放射線科	

(2) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

2 貸与金額及び貸与期間

(1) 貸与金額 月額200,000円

(2) 貸与期間 大学の正規の修学期間（留年期間除く）

※ 貸与の契約を締結した月から、毎月指定口座に振り込みます。

3 募集人数

2人

4 募集期限

令和7年7月31日（木）

※ 郵送の場合は消印有効。ただし、募集人数に達した場合は上記期間に関わらず募集を停止します。

5 応募方法

上記募集期間内に、下記書類を提出してください。

- (1) 提出書類
- ・ 修学資金貸与申請書（様式第1号）
 - ・ 応募理由書（様式第2号）
 - ・ 誓約書（様式第3号）
 - ・ 履歴書（様式第4号）
 - ・ 健康診断書（大学等で実施した健康診断のコピーでも可）
 - ・ 大学の在学証明書
 - ・ 大学の成績証明書（2学年以上の場合）

(2) 提出先 〒319-1711

茨城県北茨城市関南町関本下 1050

北茨城市民病院 経営企画課

※ 応募する際に連帯保証人が2人必要です。連帯保証人は、独立の生計を営む成年の方となります。ただし、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人の方となります。

6 修学生の決定

提出された書類及び面接（面接日は後日調整）による審査を行い、選考により修学生を決定します。決定後は修学資金の貸与契約を締結します。

7 貸与の解除等

（1）契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ・退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（2）貸与の停止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまで貸与を休止します。

8 返還の猶予

貸与を受けた方が、次のいずれかに該当し、管理者が認めるときは返還が猶予されます。

- ・貸与契約が解除、又は貸与期間が満了した後も大学に在学しているとき。
- ・医師免許を取得しようとするとき（大学を卒業後医師免許が取得できなかった場合は、医師免許取得までの2年間）。
- ・臨床研修を受けているとき。
- ・専門研修（臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。）を受けているとき。
- ・臨床研修終了後又は専門研修を修了した後に市民病院の医師として、業務に従事しているとき。
- ・災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると管理者が認めるとき。

9 返還の免除

貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することになった場合は、返還が免除されます。

（1）全部免除

- ・臨床研修又は専門医研修後に北茨城市民病院の医師として勤務した期間が貸与期間に達したとき。
- ・公務に起因し死亡又は医師の業務に従事することが困難となったとき。

（2）一部免除

- ・臨床研修又は専門医研修後に北茨城市民病院の医師として勤務して期間が貸与期間に満たないとき、その従事した期間。
- ・死亡や心身の故障など管理者がやむを得ないと認めたとき。

10 返 還

返還の免除の事由に該当しない場合は、貸与額の総額に利息（年10%）を加えた額を管理者が定める日までに返還していただきます。

11 延滞利息

正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息（年14.6%）を支払っていただきます。

12 その他

同様の修学資金の貸与を受けている方又は、受ける見込の方は、応募できません。

詳細は、「北茨城市医師修学資金貸与条例」及び「北茨城市医師修学資金貸与条例施行規則」によります。